

保存版

令和4年度～

ごみの分け方と出し方

How to separate and dispose of garbage

白石市・角田市・蔵王町・七ヶ宿町・大河原町・村田町
柴田町・川崎町・丸森町・仙南地域広域行政事務組合

資源ごみの出し方
びん
▶P1

資源ごみの出し方
缶
▶P2

資源ごみの出し方
ペットボトル
▶P2

資源ごみの出し方
容器包装
プラスチック
▶P3～4

資源ごみの出し方
その他の
プラスチック
▶P4

資源ごみの出し方
紙類
▶P5～6

資源ごみの出し方
衣類・布
▶P6

もやせる
ごみの出し方
▶P7

もやせない
ごみの出し方
▶P8

小型家電リサイ
クル法対象機器
▶P8

粗大ごみの
出し方
▶P9～10

タイヤ・一時的に
多量に出たごみ・
災害ごみ
▶P11

使用済み乾電池・
水銀含有製品の
出し方
▶P12

処理できない
ものの出し方
適正処理
困難物
▶P13

処理できない
ものの出し方
産業廃棄物
▶P13

処理できない
ものの出し方
家電リサイ
クル法対象機器
▶P14

処理できない
ものの出し方
家庭系
パソコン
▶P15

ペットが
死んだ場合
▶P15

ごみ分別表
▶P16～30

ごみ分別ア
プリの使い方
▶P31～33

<資源ごみ>

びん

【Bottles】



無色透明



茶色



その他の色



①びんは中身を空にして、水で洗ってください。



②びんのキャップは、金属製のものは「もやせないごみ」へ、プラスチック製のものは「容器包装プラスチック」として出してください。

③異物が取り除けないものや、汚れがひどいものは「もやせないごみ」として出してください。

④ラベルははがす必要はありません。

⑤食料調味料等に使われている打栓式のプラスチック製キャップは、無理に取る必要はありません。

⑥哺乳びんなどの耐熱ガラスは、「もやせないごみ」へ出してください。

⑦化粧品のびんも、色ごとに分別をして出してください。

⑧びんの色区分は、びん全体の色で判断してください。



除草剤・防虫剤・殺虫剤等のびんの処理について



集積所には出せません

①びんは中身を空にして、水で洗ってください。

②直接仙南リサイクルセンター(蔵王町)に持ち込んでください。(有料)

ちょっとアドバイス

一升びんやビールびんなどのリターナブルびんは、酒屋さんに持っていくと換金できます。

※「リターナブルびん」とは、洗って繰り返し使えるガラスびんのことです。
無色透明、茶色、その他の色の3種類に分別してください。

<資源ごみ>

缶

【Cans】



飲料缶、食用缶、菓子缶、スプレー缶、カセットボンベの缶等



主にマークが
ついているもの。



①缶は中身を空にして、中を水で洗ってください。

※異物は取り除いてください。

②スチール缶とアルミ缶の分別は不要です。

③缶を潰したり、カットしたりしないでください。再利用の妨げになります。

④カセットボンベやスプレー缶は、中身を使い切って必ず穴を空けて出してください。

⑤異物が取り除けないものや汚れがひどいものは「もやせないごみ」として出してください。

⑥アルミ製の鍋ややかんも出すことができます。



<資源ごみ>

ペットボトル

【Plastic Bottles】



飲料用、調味料などの空のペットボトル



マークが
ついているもの。

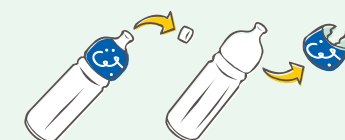


①ペットボトルは中身を空にして、中を水で洗ってください。

※異物は取り除いてください。

②ペットボトルは、キャップとラベルをはずしてください。

はずしたキャップとラベルは「容器包装プラスチック」として出してください。



③異物が取り除けないものや汚れがひどいものは、「もやせるごみ」として出してください。



④ペットボトルを潰したり、カットしたりしないでください。再利用の妨げになります。

<資源ごみ> 容器包装プラスチック

[Plastic containers and package]



マークがついているもの。

※プラマークがなくても商品を包装しているプラスチック製のものは対象となります。
※汚れが落ちないものは、もやせるごみへ出して下さい。

1 食用油、ソース、たれ、
乳酸飲料などの容器



2 洗剤、シャンプー
などの容器



3 化粧品、うがい薬、
目薬などの容器



4 練り歯磨き、洗顔料、
のりなどのチューブ



5 カップ麺、ヨーグルト
などのカップ



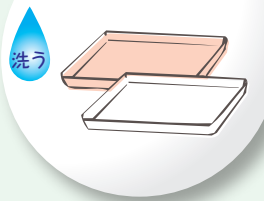
6 弁当、納豆、豆腐などの容器、
魚などの発泡スチロールの箱



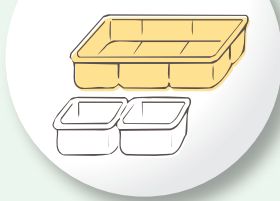
7 詰め替え用商品
などの袋



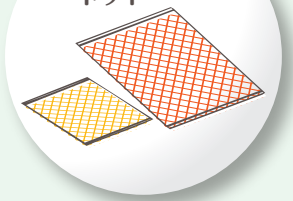
8 肉、魚、野菜、果物などの
トレイ



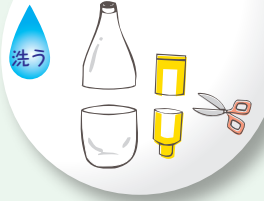
9 菓子、珍味、カレールウ
などの仕切りトレイ



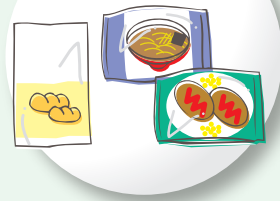
10 野菜、果物などの
ネット



11 マヨネーズ、からし
などのチューブ



12 パン、ラーメン、
冷凍食品などの袋



13 菓子、あめなどの
外袋と小袋



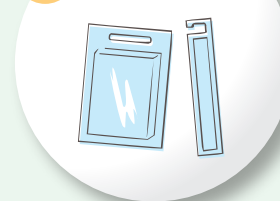
14 卵、野菜、果物の
パック



15 ペットボトル、カップ麺、
アイス容器などのふた



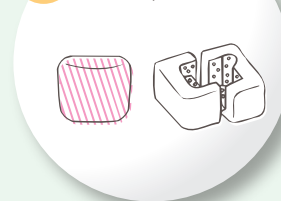
16 化粧品、家電製品、歯ブラシ
などの容器や固定用トレイ



17 菓子、カップ麺などの外装フィルム、
調味料の袋、生鮮食品などのラップ
(シールははがさないで結構です)



18 商品を保護する発泡スチロール
やシート(果物、家電製品など)



19 レジ袋、生活用品の袋



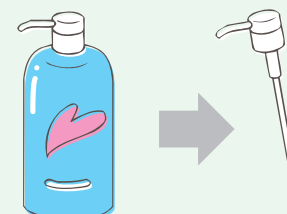
ちょっとアドバイス

マヨネーズなどのチューブは
半分に切ると洗いやすくなります。



容器包装プラスチックの出し方

- ①中身を使い切り、きれいに洗ってから出してください。
- ②汚れているものは、リサイクルできません。
- ③ポンプは取り外して「もやせるごみ」に出してください。



<資源ごみ> その他のプラスチック

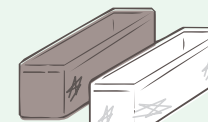
[Other plastics]



マーク以外で、
プラスチック製素材の日用雑貨品等。



バケツ・洗面器



プランター



保存容器



CD・DVD



水切りかご



おもちゃ

その他のプラスチックの出し方

- ①仙南クリーンセンター(角田市)で発電するための燃料として使用しますので「資源ごみ」として、出してください。
- ②汚れているものも「資源ごみ」として出してください。
- ③資源ごみ袋に入らない場合は、仙南クリーンセンター(角田市)へ持ち込んでください。

<資源ごみ>

紙 類

【Paper】

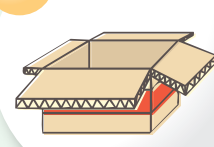
新聞紙



紙パック



段ボール



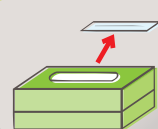
雑誌・本



雑紙類



1 ティッシュ箱 (フィルムは「もやせるごみ」へ)



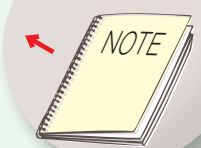
2 菓子箱・食品箱・菓子袋



3 事務用紙・画用紙・メモ用紙



4 ノート (金具は外し「もやせないごみ」へ)



5 模造紙・ポスター・カレンダー



6 領収書・レシート・伝票類 (感熱紙は「もやせるごみ」へ)



7 たばこの箱 (フィルムは「容器包装プラスチック類」へ、銀紙は「もやせるごみ」へ)



8 各種包装紙



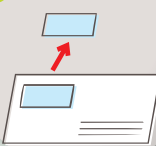
9 贈答用パッケージ



10 手提げ袋 (ビニール部分は「もやせるごみ」へ)



11 封筒 (フィルムは「もやせるごみ」へ)



12 ダイレクトメール



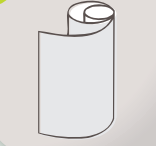
13 名刺



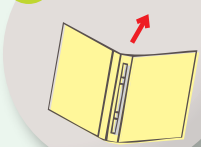
14 ラップやトイレットペーパーの芯



15 ボール紙



16 紙製ファイル (金具は外し「もやせないごみ」へ)



17 シュレッダー屑



18 学校のプリント



19 紙製玩具



紙類の出し方

①紙パックは、洗って、切って、乾かし、しばって出してください。



※内側が白いものに限ります。それ以外は「もやせるごみ」として出してください。

②新聞紙、段ボール、雑誌・本は、ヒモで十文字にしばって出してください。



※段ボールは60cm以内に折りたたんでください。

③雑紙類は、紙袋か資源ごみの指定袋に入れて出してください。

④汚れたもの、においのひどいもの、生ごみにふれたもの、ぬれたものは「もやせるごみ」として出してください。

⑤収集日が雨や雪の日の場合は資源のごみ袋に入れて出すか、次回以降の収集日（良天候）に出してください。

雑紙類に出せない紙

金銀紙

裏カーボン紙
ノーカーボン紙

油紙

防水加工紙
ラミネート紙

昇華転写紙



紙コップ シール・シール台紙 写真 洗剤等の紙パック

加工紙、シール・シール台紙、写真、洗剤等の紙パックなどは資源化できないので、「もやせるごみ」として出してください。

衣類・布

【Clothes】

綿50%以上の衣類を出してください。



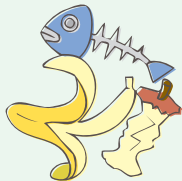
①各市町により分別区分が異なります。（もやせるごみ・資源ごみ）

②資源ごみとして出す場合も各市町で条件（例：ヒモで十文字にしばる・収集日が雨や雪の日の場合は資源のごみ袋に入れる等）が異なりますので、お住まいの市町の条件に従って出してください。

もやせるごみ (指定袋に入るもの) 【Combustible waste】



生ごみ



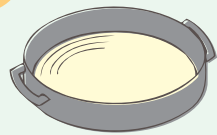
水切りをしましょう!

「生ごみ」の約70～80%は水分と言われています。家庭からの「生ごみ」を捨てる時に、ギュッとしばって大さじ3杯(45cc)の水切りができれば、組合圏域全体で年間1,000トン以上のごみ減量化が見込まれます。(組合圏域約69,000世帯×365日で実行した場合)

◎「生ごみ」は生ごみ処理機等を使い、堆肥化することで資源にもなります。

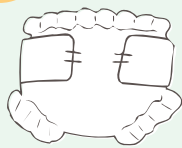


食用油

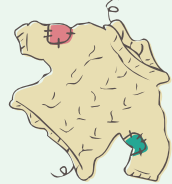


新聞紙にしみ込ませるか、凝固剤で固めてください。各市町により、回収している場合があります。

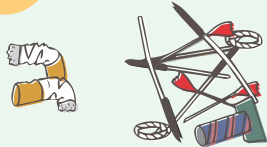
紙おむつ



資源化できない衣類



たばこの吸い殻、花火



水に浸してから出してください。

ペット用の砂(市販品)



アルミホイル・鍋



木製小物・

木製おもちゃ・ぬいぐるみ



ビデオテープ・カセットテープ・

フロッピー



ゴム・合成皮革製品

靴類

カバン類

グローブ

ボール



※空気が抜けるものは、空気を抜いて出してください。

落ち葉・枯草・剪定枝・刈り草



資源化できない紙

汚れた紙、ぬれた紙、加工紙、シール・シール台紙、写真

もやせないごみ (指定袋に入るもの) 【Incombustible waste】



金属

アルミ製以外の鍋・やかん



バケツ類



スプーン・フォーク



金属製のおもちゃ



陶磁器

土鍋



鉢



急須



せとものの食器等



電球・蛍光管



ライター

使い切り、水でぬらして出してください。



【ガスの抜き方】

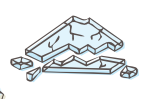
- ① 輪ゴムやテープで操作レバーを固定する。
 - ② その状態で半日から1日置く。
 - ③ レバーを数回押して火が着かなければガス抜きは完了です。
- ※火の気のないことを確認し、風通しのよい屋外で行いましょう。

ガラス・刃物類

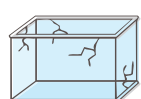
食器



板ガラス



水槽



カッター



カミソリ



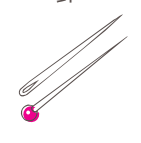
ナイフ・包丁



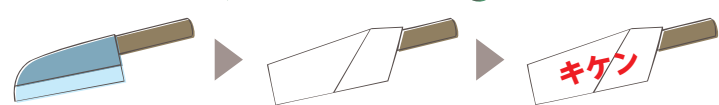
ハサミ



針



※刃物やガラス等の危険物を出す場合は、新聞紙等で包み、「キケン」表示をしてください。

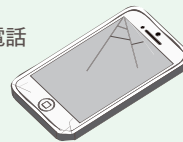


- ① もやせないごみ袋に入れて口を結んで、決められた集積所に出してください。
- ② もやせないごみ袋に入らない場合は、10ページの「もやせない粗大ごみ」をご覧ください。
- ③ 家電製品のコードは根元から切断し、束ねて出してください。
- ④ 火災事故等防止のため電池は取り外して出してください。

小型家電リサイクル法対象機器

>>> 下記の方法により廃棄してください。

携帯電話



ゲーム機



デジタルカメラ



- ① 小型家電リサイクル法対象機器とは
家庭の電気や電池で動く製品が広く対象となり、例としては、携帯電話・デジタルカメラ・ゲーム機等が対象とされています。
- ② お住まいの市町によって回収する品目が異なりますので、詳細はお住まいの市町(裏表紙に記載)に問い合わせてください。
- ③ お住まいの市町で回収を行っていない場合は、もやせないごみとして出してください。
- ④ 販売店で回収している場合もあります。

もやせる粗大ごみ (指定袋に入らないもの) [Combustible large-sized waste]

>>> 仙南グリーンセンター(角田市)へ直接持ち込んでください。

仙南グリーンセンター(角田市)
(角田市毛萱字西ノ入43-11 ☎0224-65-3000)

受付時間

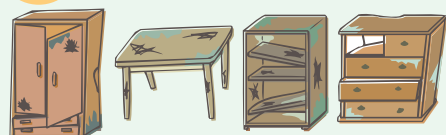
月～金曜日(祝日含む)、第3日曜日
午前8時30分～午後4時30分
(年末年始は特別受入となりますので、詳しくはお問い合わせください。)

料 金

10kgにつき130円 ※ただし、10kg未満は10kgとみなします。

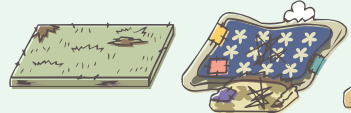


木製の家具、本棚、タンス

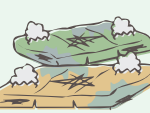


※ねじや釘については取り外し不要です。

畳

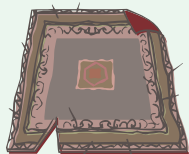


布団

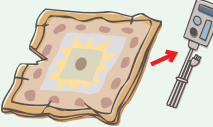


マットレス (スポンジ製)

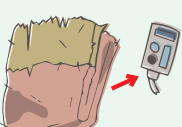
カーペット・ ジュタン



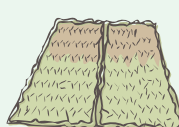
電気カーペット



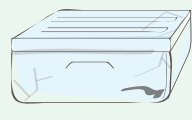
電気毛布



ござ



プラスチック類



- ①もやせるものともやせないものが混在する場合は、分別してから持ち込んでください。
- ②電化製品のコードとスイッチパネルは切断し、束ねて「もやせないごみ」としてください。
- ③ござ等は50cm四方以下に切断してあれば、指定袋に入れて集積所に出すことができます。

無許可業者に粗大ごみなどの収集や処分は頼めません！

法律で定める許可を得ずに軽トラックなどで巡回し、家電や粗大ごみの処理を請け負う業者が見受けられますが、無許可の業者が収集や処分をすることは法律により禁じられています。収集や処分を業者に依頼する場合は、必ず許可証の確認を行ってください。

もやせない粗大ごみ (指定袋に入らないもの) [Incombustible large-sized waste]

>>> 仙南リサイクルセンター(蔵王町)へ直接持ち込んでください。

仙南リサイクルセンター(蔵王町)
(蔵王町大字平沢字新並124-104 ☎0224-33-2225)



オルガン・ エレクトーン



ストーブ



灯油は使い切り、
乾電池は抜いてください。

50cc未満のバイク



ガソリン、オイル、バッテリーは取り除く

大型の遊具 (金属製)



自転車



受付時間 月～金曜日(祝日含む)、第3日曜日
午前8時30分～午後4時30分
(年末年始は特別受入となりますので、詳しくはお問い合わせください。)

料 金 10kgにつき130円

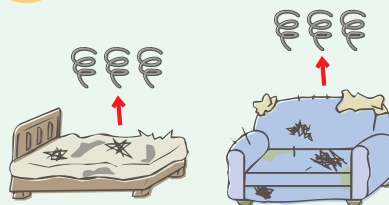
※ただし、10kg未満は10kgとみなします。

もやせない粗大ごみの中には処理できないものもありますので、13ページの「適正処理困難物」をご覧ください。

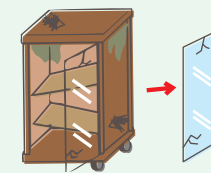
分別が必要な粗大ごみ [Large-sized waste that requires separation]

>>> 仙南グリーンセンター(角田市)へ分別した上で直接持ち込んでください。

ベッド及びソファー



ガラス及び金具類が使われている木製の家具 (サイドボードなど)



分別が不十分な場合、処理施設の機器が故障する場合があります。分別へのご理解・ご協力をお願いします。

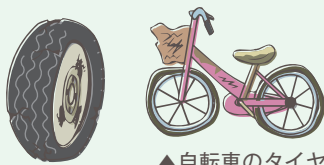
- ①ベッド、ソファー、木製の家具等は、「スプリングなどの金属類」と「もやせる粗大ごみ」に分別し、仙南グリーンセンター(角田市)へ両方持ち込んでください。取り外したガラスはもやせないごみとして出してください。
- ②分別や運搬が出来ない場合は市町または許可業者に問い合わせてください。
- ③指定袋に入る場合は、口を結んで「もやせるごみ」や「もやせないごみ」として出してください。

タイヤ(自家用乗用車等)の処理について

>>> 仙南リサイクルセンター(蔵王町)へ直接持ち込んでください。

下記のとおり別料金が掛かります。

区 分			料 金
付 ホ イ ル	自転車・オートバイ用	1本につき	310円
	自家用車(15インチ未満)	1本につき	630円
	自家用車(15インチ以上)	1本につき	1,050円
な ホ イ ル	自転車・オートバイ用	1本につき	160円
	自家用車(15インチ未満)	1本につき	310円
	自家用車(15インチ以上)	1本につき	520円



▲自転車のタイヤ

※左記以外のタイヤは処理できません。詳細についてはあらかじめ仙南リサイクルセンター(蔵王町)(0224-33-2225)へお問い合わせください。

一時的に多量に出たごみ

>>> 決められたセンターへ直接持ち込んでください。

- ①引越しや大掃除等で一時的に多量に出た、もやせるごみ・もやせる粗大ごみ等については、直接仙南クリーンセンター(角田市)へ持ち込んでください。
- ②もやせないごみ等については、直接仙南リサイクルセンター(蔵王町)に持ち込んでください。1日に持ち込むことができる量は軽トラック1台分(約300kg程度)までです。
- ③10kgにつき130円の料金がかかります。

災害で多量に出たごみ

>>> 下記の方法により廃棄してください。

- ①災害(火災・水害・雪害等)によりごみが発生した場合は、お住まいの市町(裏表紙に記載)に連絡してください。
- ②ご自分での分別や持ち込みが可能な場合は、事前に仙南クリーンセンター(角田市)(0224-65-3000)又は仙南リサイクルセンター(蔵王町)(0224-33-2225)へ連絡をお願いします。その際に、リ災証明書をお持ちの場合はその旨をお伝えください。
- ③ご自分での分別や持込が困難な場合には、市町または許可業者に問い合わせてください。

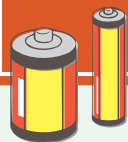
在宅医療廃棄物(針等の鋭利なものを除く)

>>> 下記の方法により廃棄してください。

- ①鋭利なもの以外(例:使用済みガーゼ、ストーマ袋等)「もやせるごみ」として出してください。針付き等の鋭利なものは感染性のおそれがあり処理できませんので、医療機関等にご相談ください。
- ②中身を捨て、ビニール袋等で密閉してから指定袋へ入れて下さい。
- ③錠剤又は薬の袋以外のプラマークが付いているものは、もやせるごみとして排出してください。

アルカリ・マンガン電池

>>> 各市町の定められた方法で出してください。



筒型のアルカリ・マンガン電池が対象となります。

白 石 市	「中央公民館ストックヤード」又は「旧いきいきプラザストックヤード」に出してください。
角 田 市	市役所の東庁舎玄関やウェルパーク(角田市総合保健福祉センター)の玄関、各自治センター、市民センターに設置している回収ボックスに入れてください。
蔵 王 町	集積所に設置した回収ボックスに出してください。
七ヶ宿町	集積所に設置した回収容器に出してください。
大河原町	毎月第1金曜日に、集積所に透明な袋に入れて出してください。
村 田 町	4月・7月・10月・1月の第1水曜日に、透明な袋に入れて集積所に出してください。
柴 田 町	6月・9月・12月・3月の第1水曜日に、透明の袋に入れて集積所に出してください。
川 崎 町	役場本庁舎1階、健康福祉センター、かわさきこども園、富岡支所に設置している回収ボックスに入れてください。
丸 森 町	町内の各まちづくりセンターに設置している回収容器に入れてください。

充電式乾電池等

>>> 各市町の定められた方法で出してください。



充電式電池(ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池)・コイン電池・ボタン電池・電子タバコ・電化製品類バッテリーが対象となります。

白 石 市	市役所又は各公民館に設置している専用回収ボックスに入れてください。
角 田 市	市役所の東庁舎玄関やウェルパーク(角田市総合保健福祉センター)の玄関、各自治センター、市民センターに設置している回収ボックスに入れてください。
蔵 王 町	環境政策課窓口まで持参してください。
七ヶ宿町	町民税務課窓口まで持参してください。
大河原町	町民生活課窓口まで持参してください。
村 田 町	町民生活課窓口まで持参してください。
柴 田 町	町民環境課窓口まで持参してください。
川 崎 町	町民生活課窓口まで持参してください。
丸 森 町	町内の各まちづくりセンターに設置している回収容器に入れてください。

水銀含有製品

>>> 各市町の定められた方法で出してください。



体温計や血圧計等の水銀を含むものが対象となります。

白 石 市	市役所に設置している専用回収ボックスに入れてください。
角 田 市	生活環境課窓口まで持参してください。
蔵 王 町	環境政策課窓口まで持参してください。
七ヶ宿町	町民税務課窓口まで持参してください。
大河原町	町民生活課窓口まで持参してください。
村 田 町	町民生活課窓口まで持参してください。
柴 田 町	町民環境課窓口まで持参してください。
川 崎 町	町民生活課窓口まで持参してください。
丸 森 町	町民税務課窓口まで持参してください。

<処理できないもの> 適正処理困難物

>>> 次のものは適正に処理できません。販売店または専門業者にご相談ください。

危険物及び有害物質

燃料（ガソリン、灯油等）
廃油（機械油）
塗料等の引火性の強いもの
フロンガスが含まれているもの



プロパン用ガスボンベ



農薬



劇薬



建築廃材

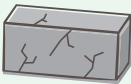
ブロック



ガラス



柱（木材含む）



鉄骨



外壁材（断熱材含む）、
コンクリート、かべ土、
石、アスベスト廃材、
門扉

家庭から発生した場合でも、業者に依頼し、新築・改築・除去に伴って生じたもの及び発生場所が確認できないものは処理できません。

医療系廃棄物



医療機関などで医療行為に際して排出される廃棄物は処理できませんので、病院または薬局に相談してください。在宅医療廃棄物（針等の鋭利なものを除く）については11ページを参照ください。

その他

ピアノ



農機具類



バイク
（50cc以上）



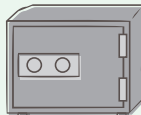
ガス風呂釜
石油風呂釜



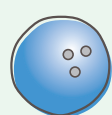
自動車部品



耐火金庫



ボウリング
のボール



電気温水器、ソーラー温水器、
ボイラー、井戸用ポンプ、
大型モーター類、その他

※その他施設で処理ができないものがありますので、詳しくは仙南リサイクルセンター（蔵王町）
又は仙南クリーンセンター（角田市）にお問い合わせください。

<処理できないもの> 産業廃棄物

>>> 次に示す産業廃棄物に該当するものは、全て処理できませんので、販売店、専門業者、回収業者または許可業者へ相談してください。

- ①あらゆる事業活動に伴う廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、鋳さい（高炉等の残さ等）、がれき類（工作物の新築、改築または、除去に伴って生じたコンクリート破片など）、ばいじん
- ②特定の事業活動に伴う廃棄物のうち
 - ・紙または紙加工品の製造業・新聞業・出版業・印刷物加工業などから生ずる紙くず
 - ・建設業から生ずる紙くず（工作物の新築、改築または除去に伴って生ずるものに限る）
 - ・建設業から生ずる木くず（工作物の新築、改築または除去に伴って生ずるものに限る）
 - ・木材・木製品製造業から生ずる木くず
 - ・繊維工業から生ずる繊維くず
 - ・建設業から生ずる繊維くず（工作物の新築、改築または除去に伴って生ずるものに限る）
 - ・食料品製造業・医薬品製造業・香料製造業において原料として使用した動物または植物に係る固形状の不要物
 - ・と畜場においてとさつし、または解体した獣畜及び食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物（動物系固型不要物）
 - ・畜産農業から生ずる動物のふん尿及び死体

<処理できないもの> 家電リサイクル法対象機器

>>> エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機の4品目の処理は、家電リサイクル法により仙南リサイクルセンターでは処理できませんので、下記の方法により廃棄してください。

例)

※2024年4月改訂

	対 象	対象外
エアコン	・壁掛け形、床置き形エアコン（石油、ガス、電気併用等）	・天井埋め込み形、壁埋め込み形エアコン ・ウィンドファン ・冷風機、除湿機等
テレビ	・ブラウン管式テレビ ・液晶テレビ（車載用、携帯用除く） ・プラズマ式テレビ・有機ELテレビ	・ディスプレイモニター ・プロジェクションテレビ
冷蔵庫 冷凍庫	・冷蔵庫、冷凍冷蔵庫 ・ワイン庫	・業務用保冷庫 ・冷蔵ショーケース
洗濯機 衣類乾燥機	・洗濯乾燥機 ・衣類乾燥機（電気式、ガス式）	・脱水機 ・衣類乾燥機能付き布団乾燥機

- ・家庭用機器であれば、事業所で使用されているものであっても家電リサイクル法の対象となりますが、業務用機器であれば、家庭で使用されているものであっても家電リサイクル法の対象外です。
- ・詳しい内容やリサイクル料金については一般財団法人家電製品協会（家電リサイクル券センター）にお問い合わせください。
（ホームページ <https://www.rkc.aeha.or.jp> ☎ 0120-319640）
- ・家電4品目は、分解してもごみとして処分できませんので、下記の方法により廃棄してください。

●廃棄の方法

引き取りを依頼する場合

買い換え（新しく購入する）

いいえ

はい

購入する販売店に引き取りを依頼してください。

以前購入した販売店が近くにある

いいえ

はい

以前購入した販売店に引き取りを依頼してください。

・引っ越しなどで販売店が近くにない
・販売店が廃業している
・もらった物で販売店がわからない

はい

お住まいの市町または許可業者へ問い合わせてください。

自分で運ぶ場合

手順1

メーカーや規格を確認し、郵便局に備え付けの「家電リサイクル券」に必要事項を記入して、リサイクル料金を振り込む。

手順2

処分したい家電と家電リサイクル券を持参して、指定引き取り場所へ自己搬入する。

※仙南管内の指定引取場所
（株）安藤仁七商店（柴田町船岡字鍋倉1-9 ☎0224-54-1517）

ごみ分別辞典

ごみ分別辞典の内容は組合ホームページ掲載の「ごみ分別一覧（50音順）」をご参照ください。

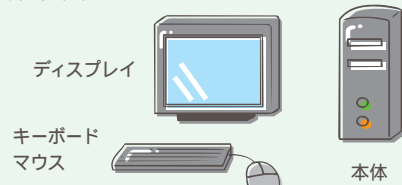
※分別辞典は、ごみの項目追加や分別区分の見直しにより内容が変更することがあります。

<処理できないもの> 家庭系パソコン

>>> 家庭系パソコンの処理は資源有効利用促進法により仙南リサイクルセンターでは処理できませんので、下記の方法により廃棄してください。

資源有効利用促進法対象機器

デスクトップパソコン



ノートブックパソコン

※ご購入時の標準添付品(マウス、キーボード、スピーカー、ケーブルなど)も一緒に回収します。

家庭系パソコン回収・再資源化料金並びに廃棄方法



マークのついたものはメーカー回収します。

※ マークのついていないものは有料で回収します。

詳しくは、各製造業者や一般社団法人パソコン3R推進協会(<http://www.pc3r.jp> ☎03-5282-7685)にお問い合わせいただくか、販売店等に引き取りを依頼してください。

ペットが死んだ場合

>>> 犬・猫等、小動物の死体は専用施設で焼却します。

- 受入先 **角田衛生センター** (角田市枝野字北大坊90 ☎0224-63-2140)
- 受付日時 月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く)
午前8時30分～午後4時30分

●料 金

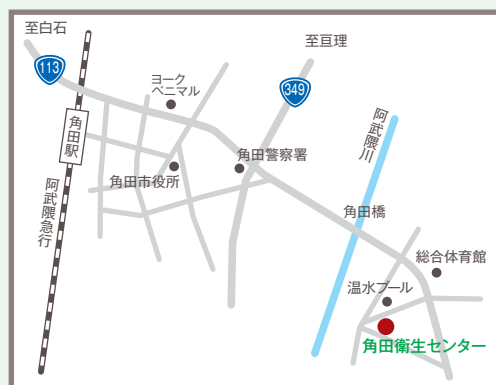
区 分	金 額
7kg未満	1体につき1,360円
7kg以上15kg未満	1体につき2,300円
15kg以上	1体につき3,460円

犬が亡くなった場合は各市町に死亡の届出をお願いします。

- ・人間の場合と同様の葬儀・火葬・収骨対応を望まれる場合は、ペット専門の葬祭業者等によるサービスをご利用ください。
- ・立会い(時間指定など)での焼却は行っていません。

角田衛生センター

(角田市枝野字北大坊90 ☎0224-63-2140)



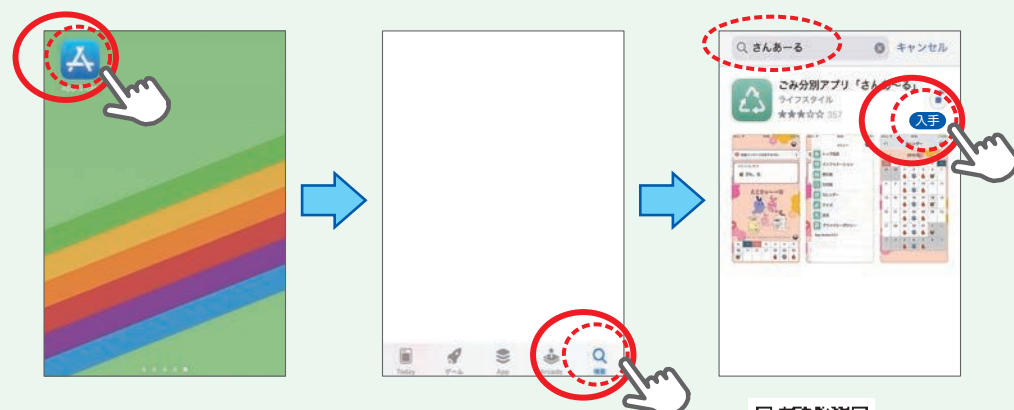
仙南地域 ごみ分別アプリの使い方

(1) アプリ(※無料)をインストールする。(※通信費は利用者負担となります。)

▶ iOS端末(iPhone)等 の場合

◎アプリのストアからインストールする場合

- ① App Store を押す
- ② 「検索 (虫眼鏡)」を押す
- ③ 検索画面で「さんあ〜る」と入力し検索
- ④ 「入手」を押すと、ダウンロードを開始し、インストールされます。



◎QRコードからインストールする場合

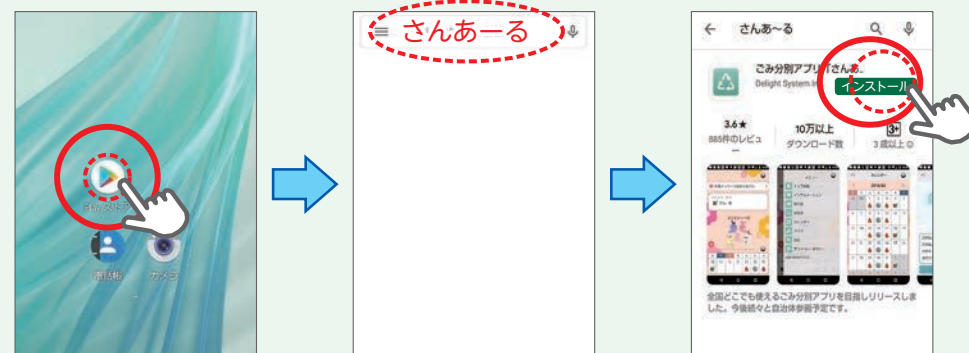
スマートフォン等で右のQRコードを読み込んでください。



▶ Android端末の場合

◎アプリのストアからインストールする場合

- ① Play ストア (Google Play) を押す
- ② 検索画面で「さんあ〜る」と入力し検索
- ③ 「インストール」を押すと、ダウンロードを開始し、インストールされます。



◎QRコードからインストールする場合

スマートフォン等で右のQRコードを読み込んでください。



(2) 初期設定をする。

●地域設定(お住いの市町や収集地区を設定)

- ① アプリ (さんあ〜る) を開き「新規登録」を選択
- ② 都道府県選択画面から、「宮城県」を選択
- ③ お住いの市町を選択
- ④ 地区名が表示されたら、お住いの地区を選択
- ⑤ 設定内容に間違いがなければ、「OK」を押します

●通知設定(出し忘れ防止アラート)

- ① トップ画面右上のメニューアイコン (≡) を押し、メニューの下から 2 番目の「設定」を選択
- ② ごみ出し日通知の当日や前日の通知のあり・なし、時間を設定します。
- ③ 「対象ごみの変更」から通知するごみを選びます。通知の必要がないごみは、指を左に動かし、オフにしてください。
- ④ 当日と前日で通知をするごみを変更することもできます。



【個別通知と一括通知】

同じ日に複数の収集ごみ(例：木曜日が「もやせないごみ」と「びん」の収集日)がある場合の通知設定です。

《個別通知》 ごみの種類の数だけ通知(上の例なら2通)が行われます。

《一括通知》 「今日は複数のごみ収集があります。詳細はアプリを起動してください。」のメッセージが通知されます。

アプリの画面



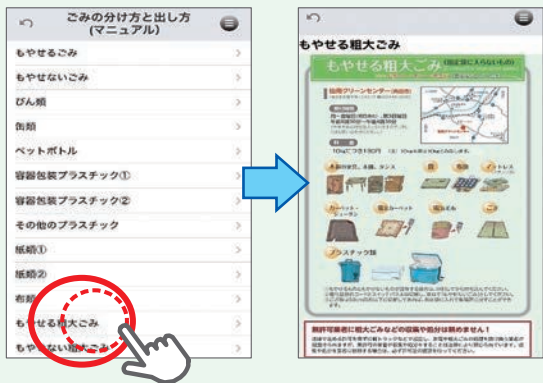
次ページへ続きます▶

▶前ページから

各メニュー

【ごみの分け方と出し方】

- ごみ分別冊子「ごみの分け方と出し方」をアプリで見ることができます。ごみの種類ごとになっていますので、知りたい内容の項目を押してください。



【ごみ収集カレンダー】

- 設定した地域の月間の収集カレンダーが表示されます。カレンダーに表示されているマークを押すと、分別区分が表示されます。
- 分別区分の欄を押すと詳しい出し方が表示されます。



通知機能

【お知らせ通知】

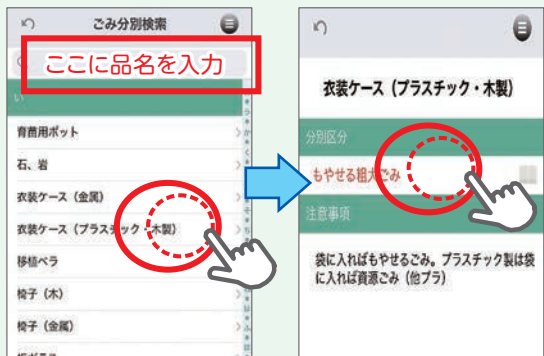
- ごみに関する情報や災害時の仮置場などに関する最新の情報が通知されます。



ごみの出し忘れや分別のお悩みを解消します！是非ご利用ください！！

【ごみ分別検索】

- ごみの分別方法や出し方を確認することができます。
- 品名や総称を入力して検索できます。
- 分別区分の赤字を押すと、詳しい出し方が表示されます。



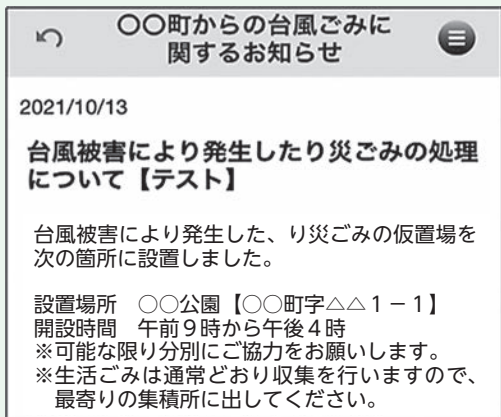
【各種お問い合わせ】

- 各メニューごとに問い合わせ先の電話番号や住所を確認できます。
- 電話番号を押すと、そのまま電話をかけることができます。
- 住所を押すと、地図アプリと連動し、地図上に場所を表示します。

【よくある質問】

- 市町の衛生担当課や衛生センターに問い合わせの多かった質問をまとめています。
- 問い合わせが多い内容は随時追加していく予定です。

▼災害時の通知（例）

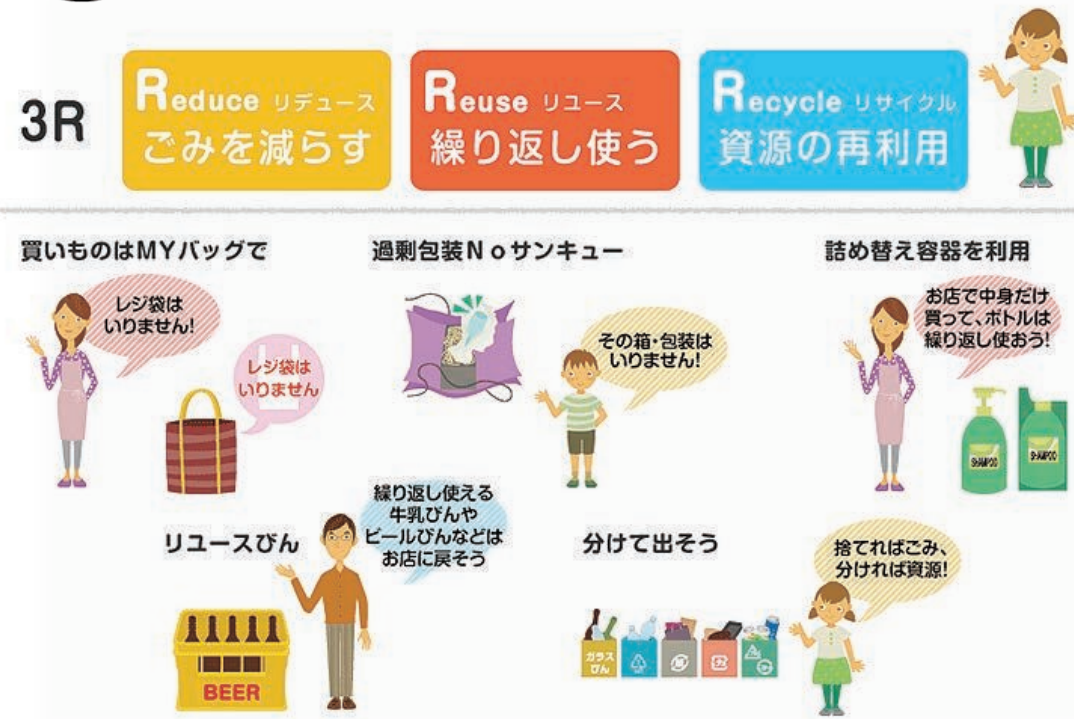


今日から始めよう「3R」

3 R (スリーアール) とは、環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための3つの取組の頭文字をとったものです。3 Rは、リデュース、リユース、リサイクルの順番で取り組むことが求められています。



家庭でできる**3R** ってどんなのがあるんだろう？



みんなで減らそう「食品ロス」

食品ロスとは、捨てられてしまう食品のことで、家庭での食べ残しや作り過ぎた料理、料理時過剰に除去した部分などが該当します。

食品ロス600万トンのうち、家庭からの排出は276万トンとなっており、約半分を占めています（平成30年度農林水産省推計）。



どうしたら減らすことができるんだろう？

- ・食材を買いすぎず、必要な分だけ買いましょう。
- ・期限表示が古い物から使用しましょう。
- ・野菜や果物の皮は厚むきしないようにしましょう。
- ・料理の際は食べきれる量を作りましょう。

国民1人当たりの食品ロス量
1日約130g
※茶碗約1杯のご飯の量に相当



出典：農林水産省Webサイト（<https://www.maff.go.jp/>）
日本容器包装リサイクル協会

お願い



この「ごみの分け方と出し方」は、家庭から出るごみの処理についてとりまとめたものです。
商店・事務所・工場・飲食店等の事業活動に伴って発生するごみは、集積所には出せません。この冊子の区分毎に基づき、該当する処理施設に直接お持ちください。
なお、産業廃棄物は処理できませんので、ご注意願います。



お住まいの地区の収集日

お住まいの地区の収集曜日を記入してご利用ください。

無 色 び ん

第 週 曜日

容器包装プラスチック

毎週
第 週 曜日

茶 色 び ん

第 週 曜日

その他のプラスチック

第 週 曜日

その他のびん

第 週 曜日

紙 類

毎週
第 週 曜日

缶

第 週 曜日

もやせるごみ

第 週 曜日

ペットボトル

第 週 曜日

もやせないごみ

第 週 曜日



R270

古紙パルプ配合率70%再生紙を使用

この印刷物は、環境に配慮し
再生紙を使用しています。



問い合わせ先



白 石 市	市民生活課	☎0224-22-1314
角 田 市	生活環境課	☎0224-63-2118
蔵 王 町	環境政策課	☎0224-33-3007
七ヶ宿町	町民税務課	☎0224-37-2114
大河原町	町民生活課	☎0224-53-2114
村 田 町	町民生活課	☎0224-83-6401
柴 田 町	町民環境課	☎0224-55-2113
川 崎 町	町民生活課	☎0224-84-2112
丸 森 町	町民税務課	☎0224-72-3012
仙南地域広域行政事務組合	業務課	☎0224-52-2870
仙南リサイクルセンター(蔵王町)		☎0224-33-2225
仙南クリーンセンター(角田市)		☎0224-65-3000
角 田 衛 生 セ ン タ ー(動物焼却)		☎0224-63-2140

